場合を含む。）及び第百条の三第四項第二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

農林水産大臣　西川　公也

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条の十第三項」を「第一条の十第五項」に改め、同条第二項中「及び第六十一条第四項第十一号」を「、第六十一条第四項第十一号及び別表第一」に改める。

第六十一条第四項第十一号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

別表第一中「受益証券の」を「受益証券等の」に改め、同表第一号中「受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）」を「受益証券等（受益証券（投資信託法に規定する受益証券をいう。）又は投資証券（投資信託法に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券をいう。）をいう。以下同じ。）」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第二項第十八号中「投資信託委託会社又は資産運用会社」を「投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）又は資産運用会社（同条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二十号中「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）」を「投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産」に改める。

別表第一中「受益証券又は投資証券の」を「受益証券又は投資証券等の」に改め、同表第一号中「受益証券を「受益証券等（受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券をいう。）又は投資証券（同法に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券をいう。）をいう。以下同じ。）」に改める。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

○経済産業省令第六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第十八章第一節から第四節までの規定中「（二〇〇九）」を「（二〇一四）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十一号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第三項及び第四項（同法第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（通行の禁止又は制限等違反の防止）

第五条の二　貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。

二　道路法第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。

第九条第一号中「八トン」を「七トン」に、「五トン」を「四トン」に改める。

第二十条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第五条の二の規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

訓　令

○外務省訓令第二十号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月一日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表北米の項中

在アメリカ合衆国日本国大使	コロンビア特別区

を、

在アメリカ合衆国日本国大使	コロンビア特別区、バージニア州、メリーランド州

に改め、

在アトランタ日本国総領事	バージニア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州

を、

在アトランタ日本国総領事	ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、アラバマ州

に改め、

在ニューヨーク日本国総領事	コネティカット州フェアフィールド郡、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、メリーランド州、ウエストバージニア州、プエルトリコ、バージン諸島

を、

在ニューヨーク日本国総領事	コネティカット州フェアフィールド郡、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州、デラウェア州、ウエストバージニア州、プエルトリコ、バージン諸島

に改める。

附　則

この訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第九条第一号の改正規定及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（運行記録計による記録に関する経過措置）

2　前項ただし書に規定する日前に道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条第一項の規定による登録を受けた事業用自動車に係るこの省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第一号の規定の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。